

[ピラミッドだより]

飼料添加物としての硫酸コリスチン使用禁止後の 野外農場の状況について

大角 貴 幸 (JA 全農 家畜衛生研究所 クリニックセンター)

All about SWINE 53, 39-40

1. ほ育・り乳段階の下痢と抗菌剤の使用について

ほ育・り乳段階での下痢はひとたび発生すると発育停滞を引き起こしその後の発育に影響を与えるだけでなく、重度の場合は事故頭数の増加という事態を招きます。そのため野外農場では日常より受け入れ前の分娩舎の洗浄・消毒・乾燥の徹底、移動前母豚の豚体消毒、駆虫実施、分娩前母豚への増飼い、子豚への確実な初乳摂取と常乳が飲みやすい環境づくり、人工乳の給与、ほ乳子豚の腹冷え防止対策等様々な取り組みを実践していることと思います。また、感染性の下痢が発生した場合、その原因病原体が何かを特定し、効果的な対策を検討しなければなりません。仮に大腸菌を原因とする下痢が発生した場合、獣医師が分離された大腸菌に対して感受性のある抗菌剤（コリスチン等）の使用を指示しています。しかしながら、今般人での薬剤耐性問題の高まりを受け、食品安全委員会のリスク評価において平成29年1月に「コリスチンの飼料添加物としての利用は人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある」と評価が出されました。この答申を受け、農林水産省は硫酸コリスチンの動物用医薬品としての使用の制限、飼料添加物としての指定取り消しを決定しました。

2. 動物用医薬品としての硫酸コリスチン製剤の使用制限

従来、動物用医薬品として4か月齢までの豚を対象に細菌性下痢症発生時に農場添加を実施する方法が平成30年4月1日より変更となり、第2次選択薬に位置づけられることとなりました。第2次選択薬としての使用とは、①第1次選択薬が無効の症例に限り使用すること、②薬剤感受性を原則確認し、投与は必要最小限の期間にすること、③投薬開始後3日以内に治療効果を確認し、効果がみられない場合は獣医師の判断に基づき薬剤の変更等を行うこと等に留意することとなっています。

3. 飼料添加物としての硫酸コリスチン指定取消し

硫酸コリスチンはほ乳期用、子豚期用飼料に含むことができる飼料添加物として使用されてきました。この目的は「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」であり、添加可能な量もそれぞれ法律で定められてきましたが、平成30年7月1日より飼料添加物としての指定を取り消し、使用が禁止となりました。

4. 全農グループの取り組み

(1) 従来からの取り組み

全農グループでは従来より全農ピラミッド傘下 SPF 農場への F1 種豚の供給、配合飼料の供給、飼養管理面のサポートとあわせ、衛生面では年 1～2 回のクリニック検査を元に農場の状況に応じた衛生プログラムの策定、突発的な事故等が発生した場合の対応を行っています。

(2) 飼料添加物としてのコリスチン使用禁止への対応

国の方針を受け、全農グループでは関係機関への薬剤耐性問題（AMR）取り組みの周知徹底、硫酸コリスチン使用禁止に関する周知徹底を図ってきました。また、豚人工乳に関しては飼料が含有している栄養成分の有効な利用促進を目的に飼料原料の高度加工による腸内での消化・吸収促進や腸内環境を整える目的で HPC 製法の導入、生

菌剤バチルス・サブチリス JA-ZK 株使用に加え、腸内細菌叢を整え、腸絨毛の発達促進による発育改善効果を期待しハーブやスパイス由来成分をマイクロカプセル化した着香料を新たに配合しています。

(3) 野外農場の状況について

飼料添加物としての硫酸コリスチン使用は 7 月より禁止となりました。全国に 5 箇所（北海道、岩手、千葉、大阪、福岡）あるクリニック分室の獣医が定期的に全農ピラミッド傘下 SPF 農場を訪問し、衛生状況の把握、都度の検査対応を行っています。7 月以降野外農場の状況が大幅に変化しているという情報はあがってきておりません。今後も全農ピラミッド傘下 SPF 農場を定期的に訪問し、豚群の衛生状態把握のためのクリニック検査を通じて農場の生産性向上に貢献します。